

令和3年8月20日

夫婦共同扶養の場合における被扶養者認定の改正について

平素は、当健康保険組合の事務運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年8月1日から施行された夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について、改正後の取扱いを下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認いただき、ご周知のほどよろしく願いいたします。

記

1. 配偶者が健康保険組合・協会けんぽ・共済組合の被保険者の場合

- (1) 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。以下同じ。)が多い方の被扶養者とする。
- (2) 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
- (3) 配偶者が共済組合の組合員であって、その者に被扶養者とすべき者に係る扶養手当又はこれに相当する手当(以下「扶養手当等」という。)の支給が認定されている場合には、その認定を受けている者の被扶養者として差し支えない。

(4) 確認書類 (添付書類)

当健保組合に加入していない配偶者の

- ・ 直近の給与明細(写)3カ月分
- ・ 直近の賞与の明細(写)年間分

2. 配偶者が国民健康保険の被保険者の場合

- (1) 当健保組合の被保険者については、今後1年間の年間収入(見込み)を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれか多い方を主として生計を維持する者とする。

(2) 確認書類 (添付書類)

国民健康保険の被保険者である配偶者の

- ・ 所得証明(原本)
- ・ 昨年度の確定申告書・収支内訳書(写)
- ・ 今年度の収入状況がわかる帳簿等(写)

3. 主として生計を維持する者が健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の2に定める育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととする。

ただし、新たに誕生した子については、改めて上記1又は2の認定手続きを行うこととする。

4. 年間収入の逆転に伴い被扶養者認定を削除する場合は、年間収入が多くなった被保険者の方の保険者等が認定することを確認してから削除する。

5. 前記1から4までの取扱基準は、令和3年8月1日から適用する。

以上